

一般社団法人 北海道公認心理師協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道公認心理師協会と称する。

2 この法人の英語による表記は「Hokkaido Association of Certified Public Psychologists」と称し、略称を「HACPP」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、人々の心の健康に関する諸課題に対応するため、北海道内の公認心理師の連携を促進し、その英知を結集し、もって人々の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 心の健康及び諸課題に関する支援の充実及び普及啓発を図る事項
- (2) 心の健康及び諸課題に関する地域生活の向上に寄与する事項
- (3) 心の健康及び諸課題に関する科学及び技術の発展を図る事項
- (4) 心の健康及び諸課題に関する科学及び技術の国際交流を図る事項
- (5) 心の健康及び諸課題に関する施設の整備に寄与する事項
- (6) 心の健康及び諸課題に関する法規の整備に寄与する事項
- (7) 公認心理師の資質の向上を図る事項
- (8) 公認心理師の職業の安定及び福祉の向上による人々の心の健康及び福祉の増進に関する事項
- (9) その他この法人の目的達成のために必要な事項

2 前項の事業は北海道内、日本国内及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下、この定款において「法人法」という。）上の社員とする。

（1）正会員

①公認心理師法（平成27年法律第68号）（以下、この定款において「法」という）第28条の規定により公認心理師の登録を受けた者であって、この法人の目的に賛同して入会した個人

②法附則第2条の定めにより公認心理師試験を受ける意思を有し、かつ次に掲げるいずれかの資格の登録を受けた者であって、この法人の目的に賛同して入会した個人

ア 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士

イ 一般社団法人学校心理士認定運営機構の認定する学校心理士

ウ 一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構の認定する臨床発達心理士

エ 一般財団法人特別支援教育士資格認定協会の認定する特別支援教育士

（2）準会員 前号②の正会員であった者が、令和4年9月15日以後も引き続きこの法人の目的に賛同し、理事会が別に定める手続きによって入会した者

（3）賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助する個人又は法人

（4）名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、理事会の推薦を受け、総会において承認を得た個人

（入会）

第6条 正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

（入会金及び会費）

第7条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 準会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

4 正会員、準会員及び賛助会員は、疾病、災害等により会費を納入することができない事由があるときは、その延納、減額又は免除の申出をすることができる。

5 前項の申出があったとき、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

（退会）

第8条 正会員、準会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に

対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、決議の前に弁明する機会を与えなければならぬ。

- (1) この法人の定款又は規程に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき
- (会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
 - (2) 成年後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき
 - (4) 公認心理師の登録を受けた正会員が法第32条第1項又は第2項の規定により公認心理師の登録を取り消されたとき
 - (5) 公認心理師の登録を受けた正会員が法第33条の規定により公認心理師の登録を削除されたとき
 - (6) 正当な理由がなく会費を2年を超えて滞納したとき
 - (7) 除名されたとき
 - (8) 総正会員の同意があったとき
- (抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(種類)

第12条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計画書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第 15 条 定時総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から会長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、第 24 条第 2 項に定める会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、法令に別段の定めがある場合を除き、開催の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 18 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

2 第 21 条 やむを得ない理由のため出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面により議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。議決権を行使する書面及び委任状は、会長に送付することにする。

3 前項の場合における第 18 条及び第 20 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総

会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

(社員総会への報告の省略)

第 23 条 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

第 5 章 役員

(種別及び定数)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 15 名以内 (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、2 名以内の副会長及び 3 名以内の常任理事を置くことができる。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

4 会長以外の理事のうち、副会長及び常任理事を法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。ただし、理事のうち 3 人以内及び監事のうち 1 人は、総会の決議を経て、正会員以外の学識経験者等から選定することができる。

2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議により選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。なお、監事は、使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

4 常任理事は、当会の業務を分担執行する。

5 会長及び会長以外の業務執行理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の業務の執行を監査し、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員として選任された理事及び補欠として選任された監事の任期は、前任者又は他の在任者の残任期間とする。
- 4 理事及び監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事の権利義務を有する。

(解任)

第 29 条 理事及び監事は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づき解任することができる。この場合、その理事又は監事に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては報酬を支払うことができる。

- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により、別に定める。

(顧問及び相談役)

第 31 条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は無報酬とする。
- 3 顧問は 3 人以内とし、専門的な事項に関して必要な助言を行うことを職務とし、理事会の決議に基づいて、会長が正会員以外の者の中から委嘱する。
- 4 相談役は 3 人以内とし、この法人の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、理事会の決議に基づいて、会長が委嘱する。
- 5 顧問及び相談役の任期は、第 28 条第 1 項の規定を準用するものとする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職
(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき
 - (2) 会長以外の理事の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から30日以内の日を開催日とする臨時理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 法令の定めるところにより、監事から会長に請求があったとき、又は監事が招集したとき
(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項等を記載した書面、メール等をもって、開催日の7日前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は副会長がこれに当たり、副会長が出席できない時は、会長または会長の指名する理事が代行する。

(定足数)

第37条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長及び監事が、署名または記名押印しなければならない。

(委員会)

第 40 条 この法人は、業務上必要と認めるときは、理事会の決議により委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(理事会への報告の省略)

第 41 条 理事又は監事が役員全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は第 26 条第 5 項に規定する報告については、適用しない。

第 7 章 常任理事会

(構成)

第 42 条 この法人に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成する。

(権限)

第 43 条 常任理事会は、理事会又は会長から付議された事項及び業務を遂行するにあたって必要な事項の審議を行う。

(開催)

第 44 条 常任理事会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 常任理事を構成する理事現在数の 5 分の 1 以上から招集の請求があったとき

(招集)

第 45 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 号により請求があったときは、その日から 14 日以内に常任理事会を招集しなければならない。

(議長)

第 46 条 常任理事会の議長は、会長又は会長が指名する副会長がこれに当たる。

(定足数)

第 47 条 常任理事会は、その構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 48 条 常任理事会の決議は、出席した構成員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

(議事録)

第 49 条 常任理事会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した会長及びその会議において選任された議事録署名人 1 名が、署名または記名押印しなければならない。

第 8 章 財産及び会計

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(財産の管理・運用)

第 51 条 この法人の財産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第 52 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立の前日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 3 前項による収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 53 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(剰余金の処分制限)

第 54 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

第 9 章 基金制度

(基金の拠出)

第 55 条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第 56 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 57 条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第 58 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第 141 条第 2 項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第 59 条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第 10 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 60 条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって変更することができる。

(合併等)

第 61 条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 62 条 この法人は、法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに定める事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって解散することができる。

(残余財産の処分)

第 63 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告)

第 64 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、貸借対照表は、法人法第 199 条において準用する第 128 第 3 項に規定する措置により開示することができる。

第 12 章 事務局

(設置等)

第 65 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を置く。また必要に応じて所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。ただし、事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 66 条 この法人の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 認定、許可、許可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 損益計算書(正味財産増減計算書)、貸借対照表及び財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

第 13 章 雑 則

(規程及び細則)

第 67 条 この法人の運営及び本定款の施行に必要な規程又は細則は、本定款に別に定めがある場合を除き、理事会の決議によりこれを定めることができる。

(定款に定めがない事項)

第 68 条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令に従う。

第 14 章 附 則

第 69 条 本定款第 5 条第 1 号(正会員)②の規定は、令和 4 年 9 月 14 日の経過をもって将来に向けて効力を失う。

第 70 条 任意団体北海道公認心理師協会の会員として令和元年度会費を支払った会員は、この法人の会員になった時に令和元年度会費及び入会金は免除される。

第 71 条 この法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和 2 年 3 月 3 1 日までとする。

第 72 条 この法人の設立初年度の事業計画書及び収支予算書は、第 52 条の規定にかかわらず、設立時社員が作成し、理事会の承認を不要とする。